

議案第 3 号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成 2 4 年 6 月 5 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成24年6月5日

鳥取県教育委員会
委員長 笠見 幸子

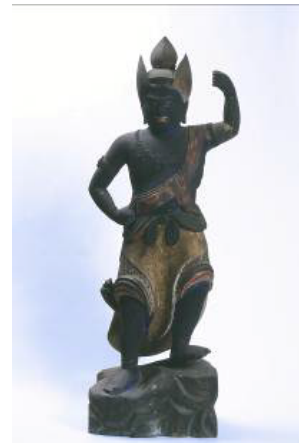
記

- 1 鳥取県文化財保護条例第5条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定解除について

保護文化財「蔵王権現立像」

三徳山正善院（三朝町）所蔵の蔵王権現立像。顔の部位の造形、丸みを帯びた体や衣のなだらかな肉取りの表現などから平安時代後期の作と推定され、平成15年9月5日に県指定保護文化財に指定された。

本年3月に同院において発生した火災により毀損したため、指定解除について意見を求めるもの。



【火災発生及び被害の状況】

- (1) 日 時 平成24年3月9日（金）12時25分頃出火、約2時間後鎮火
- (2) 被害状況 本堂（木造茅葺・江戸時代）及び庫裏を全焼、境内では山門・事務所・蔵・位牌堂・離れは延焼を免れた。
- (3) 文化財の被害状況

- ・木造蔵王権現立像（H15年県保護文化財指定）
 - …火災により所在不明であったが、5月18日（金）に行った鳥取県文化財保護審議会美術工芸部会委員による現地調査及びその後の協議において、焼け跡から発見された焼損断片が蔵王権現立像であることが確認された。
- ・正善院庭園（H17年県名勝指定）
 - …池の水量が減少し、焼けた部材の崩落もあったが被害は軽微である。